

参考資料

- 用語解説
- 上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程
- 上尾市教育振興懇話会議設置要綱
- 策定経過

用語解説

| 行 | 用語 | 説明 | ページ |
|---|---------------|--|--------------|
| あ | ICT | Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。 | 2,5,10,26,51 |
| | あげお市政出前講座 | 市民の主催する学習会等に市の職員を派遣するシステム。市職員の専門的な知識や技能や市政に関する説明を行い、生涯学習に対する市民の積極的な取組を促進することを目的にしている。 | 60 |
| | アップー学校パトロール隊 | すべての中学校区で組織している学校、保護者、地域の方による非行防止、不審者対策、防犯対策などを目的としたパトロール隊 | 35 |
| | NPO | Non Profit Organization の略。「非営利組織」との意味で、利益を目的とせず、社会的な使命(ミッション)の現実を目指して活動する組織や団体。収益活動もできるが、その用途は使命実現に向けた活動にしか支出せず、利益を分配しない。 | 15,56,78 |
| | 親の学習プログラム | 埼玉県教育委員会が作成した親の学習のためのプログラム。子育て中の親等を対象として子育てに必要な知識やスキルを学ぶことができる「親が親として育ち、力をつけるための学習」のプログラムは、家庭教育に関する研修や学習活動に幅広く活用されている。 | 57 |
| か | 外国語指導助手(ALT) | ALTはAssisitant Language Teacher の頭文字。中学校や高等学校などで日本人教師の助手として外国語を教える外国人講師。昭和62年度より導入。 | 26 |
| | 外国語活動 | 新学習指導要領により、小学校第5学年及び第6学年に外国語活動が新設され、平成23年度から全小学校において実施されることとなった。上尾市では、平成21年度より先行実施している。 | 26 |
| | 学校応援団 | 学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとしての協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。 | 10,11,16,56 |
| | 学校感染症 | 学校保健安全法施行規則第18条に規定された、学校において予防すべき感染症。(インフルエンザ、麻疹、感染性胃腸炎など) | 39,40 |
| | 学校適応指導教室 | 不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導(学習指導を含む)を行うことにより、学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資する。 | 37 |
| | 学校評価 | 学校運営の改善と発展を目指し、各学校で教育活動の成果を検証するもの。 | 10,47 |
| | 学校評議員制度 | 開かれた学校づくりを推進するとともに、学校が説明責任を果たしていくという観点から設けられた制度。評議員は、教育に関する理解及び識見を有する人の中から委嘱され、校長の求めに応じて、学校運営に関して意見を述べる。 | 47 |
| | 学校ファーム | 学校を単位に農園を設置し、児童生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした取組。 | 42 |
| | キャリア教育 | 児童生徒に勤労観・職業観を育てるとともに、児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度を育てる教育。 | 7,28 |
| | 教育に関する3つの達成目標 | 埼玉県において「学力」(=知)、「規律ある態度」(=徳)、「体力」(=体)の3分野について、小・中学校の各学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的内容を、具体的な目標として定めたもの。 | 24,32,43 |

| 行 | 用語 | 説明 | ページ |
|---|--------------|---|---------|
| さ | さわやか相談室相談員 | 児童生徒の悩みやいじめ・不登校に関する相談等を主な業務として、児童生徒・保護者の身近な相談役として市内全中学校に配置している。教職員との連携や学校・家庭・地域との連携を進め、児童生徒や保護者とのカウンセリングを実施しながら、問題解決に努めている。 | 35,38 |
| | さわやかメール(相談) | 相談者の事情により、電話や家庭訪問等による相談や支援ができない場合に電子メールで相談を受けている。 | 35 |
| | 30人程度学級 | 1学級の児童生徒数については、国の基準は40人(平成23年度は小学校1年生は35人)、県では小学校1・2年生を35人、中学校1年生を38人としている。上尾市では30人程度学級として、小学校1・2年生と中学校1年生について、33人前後で1学級を編制している。 | 7,25 |
| | 支援籍 | ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障害のある児童生徒とない児童生徒が一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対して、より適切な教育的支援を行うため、必要な支援を在籍する学校又は学級以外で行うための仕組み。埼玉県独自の学籍。 | 29 |
| | 指定管理者制度 | 公の施設の管理に民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的に、地方自治法の改正により平成15年に創設された制度。民間事業者やNPO、地域団体等も、議会の議決を経て、指定管理者に指定できることになった。 | 73 |
| | 周知の埋蔵文化財包蔵地 | 文化財保護法に定義される用語。埋蔵文化財と呼ばれる石器や土器などの遺物や遺構を包蔵する土地として周知されている土地をいう。市では、周知の埋蔵文化財包蔵地を分地地図や台帳を整備して、情報の提供を行っている。 | 69 |
| | 情報セキュリティ | アンチウィルスソフトでコンピュータを守ったり、情報の持ち出しを制限・管理したりして、個人情報が出漏することを防ぐこと。 | 5 |
| | 情報モラル | 情報社会において、正しい情報の処理の仕方や扱い方などについて、身に付けるべき考え方や態度。 | 5,26,51 |
| | 食育 | 生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となる。 | 41,42 |
| | 人権感覚育成プログラム | 平成20年に埼玉県教育委員会が作成した「児童・生徒の豊かな人権感覚をはぐくむための『自分』『人』彩発見プログラム」のこと。学校教育編と社会教育編(平成21年)とがある。このプログラムは、「自己尊重の感情」や「生命尊重」、「コミュニケーション能力」等、人権感覚の育成に必要と考えられる9つの視点を設け、児童生徒が発達の段階に即して、その視点に沿った学習が、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの中で計画的、系統的に学習できるに構成されたもの。 | 36 |
| | 人事評価 | 教職員が設定した目標の達成状況並びに職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢を評価すること。 | 46 |
| | スポーツリーダーバンク | スポーツ活動の普及振興を図る目的で、スポーツ指導者の登録や紹介をする制度。 | 75 |
| | 総合型地域スポーツクラブ | 身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1)子どもから高齢者まで(多世代)、(2)様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、(3)初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。 | 76 |

| 行 | 用語 | 説明 | ページ |
|---|----------------|--|------------------|
| た | ティームティーチング | 授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力を通して一人一人の児童・生徒を指導する指導方法および形態。学級内における教師間の協力のほか、学級の枠を越えて学習集団を柔軟に編成することもある。 | 24,26 |
| | 道徳教育推進教師 | 道徳教育を推進していくための体制づくりにおいて、中心となって学校全体を動かす役割を担う教員。 | 32 |
| | 特別支援教育 | 障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人一人の障害の種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、盲学校、聾学校及び養護学校や小・中学校の特殊学級、あるいは通級の指導において行われる教育。 | 29,38 |
| | 特別支援教育コーディネーター | 校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする教員。 | 29 |
| な | ノーマライゼーション | 住み慣れた地域社会において、障害のある人も、ない人も互いに支え合い、生活していくことが本来の望ましい姿であるとする理念。 | 7,29 |
| は | ファシリテータ(養成講座) | 学習活動を準備して提示し、学習を支援する人を「ファシリテーター(促進者)」と言う。人権に関する専門的な知識を児童・生徒に「教え込む」のではなく、児童生徒といわば対等な関係に立って、共に考え、共に学び、児童生徒の学習を盛り上げ、促進し、手助けをする支援者であり、「人権感覚育成プログラム」を指導実践できる指導者のこと。 | 36 |
| | ブックスタート事業 | 4か月健診の際に赤ちゃんと保護者に絵本を手渡す事業。絵本を通して、赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合い、心触れ合う時間を過ごすきっかけをつくることを目的としている。 | 65 |
| | ブックポスト | 無人の図書館資料返却設備。北上尾駅や市内の各図書館に設置されている。 | 65 |
| | 不登校 | 「病気」や「経済的理由」以外の何かしらの理由で、登校しない(できない)ことにより長期欠席すること。 | 9,16,34,35,37,38 |
| | 文化芸術振興基金 | 文化芸術の振興及び普及を図るための活動支援や文化芸術の振興の目的をもって行う人物の派遣または招へいに関する事業の経費に充てるための基金。平成9年に上尾市文化芸術振興基金条例が施行される。 | 68 |
| ま | まなびすと指導者バンク | 市民の生涯学習活動を支援する講師や指導者を要望に応じて紹介するシステム。生涯学習活動における指導者の活用と生涯学習活動の推進に寄与することを目的とする。 | 60 |
| ら | LAN | Local Area Network の略。1つの建物の中や同一の敷地内など、比較的狭い限られたエリア内で用いられるコンピュータネットワークのこと。 | 51 |

○上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程

平成22年6月1日

教育長訓令第2号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき定める教育振興基本計画(同項に規定する市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。以下同じ。)の策定を円滑かつ計画的に行うため、上尾市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育振興基本計画の案を作成する。

2 前項の規定に基づき教育振興基本計画の案を作成するため、委員会は、当該案の作成に関し重要事項を協議するとともに、その総合的な調整を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員12人以内をもって組織する。

2 委員長は、教育総務部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、学校教育部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てるほか、市立の小学校長又は中学校長の職にある者のうちから、教育長が任命する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員との会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は

会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。
(報告)

第7条 委員長は、教育振興基本計画の案の作成に関し、教育委員会若しくは市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、その進捗の状況を教育委員会又は市長に報告するものとする。

(作業部会の設置)

第8条 委員会に、教育振興基本計画の案の作成に関し必要な専門の事項を調査検討させるため、作業部会を置く。

2 作業部会を構成する部会員その他作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育総務部総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

| | | | | | | | | | |
|---------|---------|-----------|-------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------------|
| 教育総務部次長 | 学校教育部次長 | 教育総務部総務課長 | 教育総務部生涯学習課長 | 教育総務部スポーツ振興センター所長 | 教育総務部図書館長 | 学校教育部学務課長 | 学校教育部指導課長 | 学校教育部学校保健課長 | 学校教育部中学校給食共同調理場所長 |
|---------|---------|-----------|-------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------------|

■ 作業部会名簿

| 所属 | 職名 | 氏名 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|------------|-----|--------|---------------|------|-------|
| 総務課 | 主幹 | 保坂 了 | 指導課 | 副主幹 | 太田 光登 |
| 生涯学習課 | 副主幹 | 関 孝夫 | 学校保健課 | 副主幹 | 伊藤 潔 |
| 図書館 | 主査 | 関 明美 | 中学校共同調理場 | 主幹 | 石井 亨弘 |
| スポーツ振興センター | 主幹 | 中島 英二郎 | 大石北小学校 | 主幹教諭 | 齋藤 直樹 |
| 学務課 | 主幹 | ◎市河 利之 | 大石中学校 | 主幹教諭 | 平田 健司 |
| 指導課 | 副主幹 | ○徳竹 薫 | ◎リーダー ○サブリーダー | | |

○上尾市教育振興懇話会議設置要綱

平成 22 年 11 月 30 日
教育長決裁

(設置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき本市の教育振興基本計画（同項に規定する市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。次条において同じ。）を定めるに当たり、広く市民及び学識者の意見を聴くため、上尾市教育振興懇話会議（以下「懇話会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会議は、上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程（平成 22 年上尾市教育委員会教育長訓令第 2 号）第 1 条の規定により設置された上尾市教育振興基本計画策定委員会の作成した教育振興基本計画の案に対し、地域の実情に応じた観点から意見を述べるとともに、必要に応じ教育の振興のための施策に関する提言を行う。

(組織)

第 3 条 懇話会議は、委員 7 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係機関又は関係団体の代表 4 人
- (2) 識見を有する者 1 人
- (3) 市内に在住する児童又は生徒の保護者 2 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 23 年 5 月 31 日までとする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第7条 懇話会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(謝金)

第8条 市は、委員に対し、予算の定めるところにより、懇話会議の会議に出席した日数に応じて謝金を支給する。

(庶務)

第9条 懇話会議の庶務は、教育総務部総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会議の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会議の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年1月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年5月31日限り、その効力を失う。

■委員名簿

| 委員区分 | 氏名 |
|-----------------------|---------|
| (1) 関係機関又は関係団体の代表 | 荒井 智哉子 |
| | 新藤 慶一 |
| | 中村 卓 |
| | 矢島 通夫 |
| (2) 識見を有する者 | 河原塚 貴美代 |
| (3) 市内に在住する児童又は生徒の保護者 | 金子 禎伴 |
| | 世間瀬 圭子 |

○策定経過

| 期日 | 会議名等 | 主な内容 |
|--------|-------------------|---------------------------|
| 平成22年 | | |
| 2月 9日 | 第1回準備会議 | 教育振興基本計画策定について説明 |
| 3月18日 | 第2回準備会議 | 計画の構成・体系について検討 |
| 4月28日 | 第3回準備会議 | 施策体系について検討 |
| 6月21日 | 第1回策定委員会 | 計画策定趣旨及びこれまでの取り組み状況等説明 |
| 6月23日 | 6月定例教育委員会 | 上尾市教育振興基本計画の策定について(報告) |
| 7月 5日 | 第1回作業部会 | 教育の基本的な考え方等検討 |
| 7月14日 | 第2回作業部会 | 教育の基本的な考え方等検討 |
| 7月22日 | 第2回策定委員会 | 総論について検討 |
| 8月11日 | 第3回作業部会 | 基本理念、基本方針、基本目標、施策について検討 |
| 8月18日 | 第3回策定委員会 | 総論(基本方針・基本目標)について検討 |
| 9月14日 | 第4回作業部会 | 基本方針、基本目標・施策及び主な取組について検討 |
| 9月21日 | 第4回策定委員会 | 総論、施策について検討 |
| 10月 6日 | 第5回作業部会 | 施策及び主な取組について検討 |
| 10月14日 | 第5回策定委員会 | 総論、施策について検討 |
| 11月 2日 | 第6回作業部会 | 施策及び主な取組、数値目標等について検討 |
| 11月15日 | 第6回策定委員会 | 施策、計画の推進についての検討 |
| 11月18日 | 11月定例教育委員会 | 教育振興基本計画策定の進捗状況について(報告) |
| 12月16日 | 第7回策定委員会 | 計画案について検討 |
| 12月22日 | 12月定例教育委員会 | 教育振興基本計画策定の進捗状況について(資料配布) |
| 平成23年 | | |
| 1月19日 | 第1回懇話会議 | 教育振興基本計画(案)について 第1章ほか |
| 1月21日 | 教育委員への説明会 | 教育振興基本計画(案)について |
| 2月 7日 | 第2回懇話会議 | 教育振興基本計画(案)について 第2章 |
| 2月16日 | 市民コメント募集 | 3月15日まで |
| 2月21日 | 2月定例教育委員会 | 教育振興基本計画(案)について(資料配布) |
| 2月28日 | 第3回懇話会議 | 教育振興基本計画(案)について 第2章、第3章 |
| 3月18日 | 3月定例教育委員会 | 教育振興基本計画の策定について(協議) |
| 3月24日 | 第1回臨時教育委員会 | 教育振興基本計画の策定について(議決) |

上尾市教育振興基本計画

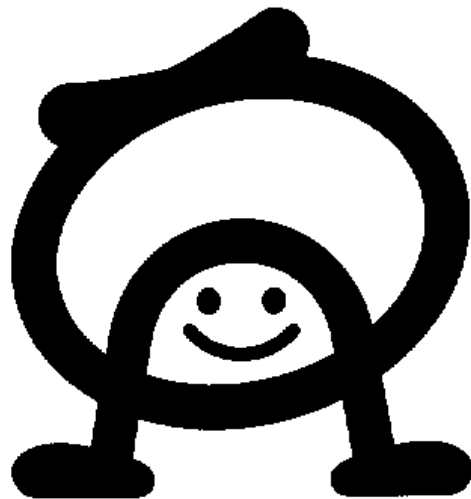
平成23年3月発行

発行 上尾市教育委員会
教育総務部 総務課

電話 048-775-9469

Fax 048-776-2250

あなたにほんきをおくお祭り



上尾市